



住北通信

第14号 発行日 R2.9.30
 発行者 校長 松下 佳司
 大東市立住道北小学校
 TEL 872-7788 FAX 872-7789

パートナー校研修会

大東市では、**学校パートナーシップシステム**として、中学校区を基盤とし、学校の枠を超えて、学校力の向上をめざし学び合い高め合うために、同校種における共同研修や研究授業を実施しています。

本校のパートナー校は、同じ谷川中学校区に位置づく三箇小学校で、隔年で、研究授業を公開し合っています。今年度は、住道北小学校を会場とし、**4年2組の寺野 剛史先生が、体育科の授業**を公開しました。

今年度、本校としての校内研究会は、実施計画を縮減し取り組んでおりますが、そもそも本校の校内研究のテーマは、「**自ら学び、共に高め合い、学びを深める子をめざして**」と設定しており、「**主体的な言語活動を設定した授業づくり**」をめざす**国語科**と、「**子どものつまずきから出発する授業づくり**」をめざす**体育科**を教科研究の柱に据えております。

そんな中、**パートナー校研修会**で体育科の授業が公開できたことは、本校の研究としても有意義であり、しかも、感染症対策で指導に苦慮している体育科において、子どもたちの素敵な学びの姿をたくさん見ることができ、改めて、住北っこの底力を感じた次第であります。

さて、授業で扱った単元は、器械運動領域の**マット運動**でした。単元名を「**マット団結**」とし、友だちの動きをよく見て、技ができるようになるためのポイントを伝え合い、学び合う力を高めることに焦点を当て、単元計画が練られていました。

授業の前半は「**極みタイム**」と称して、自分にできる技の中から、さらに磨き上げたい技を選び、温かい雰囲気の中、チーム4人でお互いの技をよく見合い、よくなったところや意識したいところを伝え合っていました。

後半は、本時のめあてである**側方倒立回転**のポイントについて学び合いました。ゴムを使って、足の振り上げを高く意識させるなどの工夫をしていましたが、まだまだ**倒立技**の経験が浅く、「肘を曲げないこと」、「身体を真っすぐにする意識を持つこと」、「手で地面をつかむ感覚を覚えること」などをポイントとして、是非とも5・6年生でも継続して取り組み、逆さでのバランス力を高めてほしいと願っています。

体育学習の基本である**スピード感のある準備、集合、片づけとメリハリのある動き**も、実に清々しく、一人ひとりが意欲的に授業に参加していました。とてもよい授業でした。



秋の遠足

1学期に実施できなかった**遠足**を以下のとおり計画しています。

バスの利用については、「**貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン（第2版）**」に基づき、感染症対策を講じます。また、遠足を通して子どもにつけたい力や具体的な感染症対策については、後日、改めて説明をいたします。

遠 足 日 程	学年	日程	行き先	交通手段	予備日
	1・2年	11月 2日(月)	深北緑地	徒歩	11月13日(金)
	3・4年	12月 4日(金)	関西サイクルスポーツセンター (雨天：神戸どうぶつ王国)	バス	雨天決行
	5年	11月20日(金)	琵琶湖博物館	バス	〃
	6年	11月19日(木)	信楽・京都方面	バス	〃

感染拡大防止に向けて

大東市教育委員会が示す「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル【第3版】」にある「児童の出席停止等の考え方」について、改めて、保護者の皆様に周知するよう指示がありましたので、再度掲載いたします。

児童の出席停止等の考え方

◎校長は、安全を最優先に考え、疑わしき事案を含め、原則として出席停止とする。
児童において、感染が判明または濃厚接触者と認定された場合は、当該児童を出席停止とする。
児童の同居者が、濃厚接触者として認定された場合、当該児童の登校については、保健所等関係機関と相談したうえで個別に対応する。

① 児童（本人）の感染が判明または濃厚接触者と認定された場合

【出席停止（新型コロナウイルス感染症または新型コロナウイルス感染症の疑い）】

【出席停止期間の基準】

- 感染の場合 開始日： 感染の判明した日
但し、判明前から欠席していれば、最終登校日の翌日
終了日： 専門医等が快癒を認める等、登校を許可したとき
- 濃厚接触の場合 開始日： 濃厚接触者と認定された日（同居家族の感染判明日）
終了日： 症状が出なければ、保健所に指示された期間
（目安：感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間）
期間中に感染が判明すれば、「感染の場合」の期間へ

② 児童（本人）に発熱等かぜ症状が見られる場合

【出席停止（新型コロナウイルス感染症の疑い）】

【出席停止期間の基準】

本人に発熱等かぜ症状がある場合

- 開始日： 症状の出た日
- 終了日： 解熱剤などを服用せずに快癒すれば、その翌日
- ※症状が続く場合、新型コロナ受診相談センターへ要相談

		発症日				
		1日目	2日目	3日目	4日目	5日目
A	2日目に 快癒した場合	症状あり	快癒	快癒後	快癒後	
		出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
B	3日目に 快癒した場合	症状あり	症状あり	快癒	快癒後	快癒後
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能

なお、身近に児童の様子をみる中で、新型コロナウイルスへの感染が疑われるものではないと判断できるものであれば、症状が治まった後、すぐに登校させてもかまわない。

（例） 明らかに食べ過ぎによる腹痛である、普段から頭痛症状を持つ児童である、医師の診断の結果（新型コロナウイルス感染に起因するものではなく）「登校しても大丈夫」と言われているなど。

症状が続き、新型コロナ受診相談センターへ相談した場合

終了日： 検体検査を受けず様子見となり解熱剤などを服用せずに快癒すれば、その翌日

新型コロナの検体検査を受けた場合

終了日： 陰性となった場合、受診医療機関の指示する期間 ⇒ 感染が判明すれば「①」へ